（危険物の規制に関する規則及び消防法施行規則の一部改正）

第三条　次に掲げる省令の規定中「第三十条の七第五項第一号」を「第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）」に、「他の都道府県の都道府県知事（同法第三十条の十第一項第五号の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関）」を「地方公共団体情報システム機構」に、「本人確認情報の」を「機構保存本人確認情報（同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。）のうち同法第七条第八号の二に規定する個人番号（以下この項において「個人番号」という。）以外のものの」に、「第三十条の八第一項第一号」を「第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）」に、「本人確認情報を」を「都道府県知事保存本人確認情報（同法第三十条の八に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。）のうち個人番号以外のものを」に改める。

一　危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第五十二条第三項

二　消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十三条の六第四項

（地方公務員災害補償法施行規則の一部改正）

第四条　地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第四項中「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に、「都道府県知事（同法第三十条の十第一項第三号の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関）」を「地方公共団体情報システム機構」に、「本人確認情報」を「同条に規定する機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。）」に改める。

（日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則及び登録検査等事業者等規則の一部改正）

第五条　次に掲げる省令の規定中「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に、「同法第三十条の五第一項」を「同条」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。）」に改める。

一　日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（昭和六十年郵政省令第二十三号）第七条第二項

二　登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第七条第三項

（電気通信主任技術者規則等の一部改正）

第六条　次に掲げる省令の規定中「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に、「都道府県知事（同法第三十条の十第一項第三号の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合には、指定情報処理機関）」を「地方公共団体情報システム機構」に、「本人確認情報」を「同条に規定する機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。）」に改める。

一　電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）第四十三条の二第一号

二　工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）第四十一条の二第一号

三　無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第四十六条第二項第一号

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の項中「、第三十条の十九第一項及び第三項」を削り、「第三十条の二十一」を「第三十条の十八」に、「第三十条の三十七第一項」を「第三十条の三十二第一項」に、「第三十条の四十」を「第三十条の三十五」に改め、同表住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）の項中「第二十二条、第二十三条、第二十八条、第二十九条第二項及び第三項、第三十条、第三十一条第二項並びに第三十二条」を「第二十三条第二項及び第三項」に改める。

○総務省令第三十六号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　　総務大臣　山本　早苗

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項第一号ハ⑴中「（イの規定による評価に関連する場合に限る。）」を削る。

第二十二条の二第二項第二号中「及び特例市」を削る。

第五十八条の見出しを「（安全・信頼性対策室及び番号企画室）」に改め、同条第一項中「番号企画室及び企画官一人」を「安全・信頼性対策室及び番号企画室」に改め、同条中第四項を削り、第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　安全・信頼性対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　電気通信技術システム課の所掌事務のうち、ＩＰネットワーク及び端末機器に係る安全・信頼性の確保並びにこれらに係る電気通信事業者間等の連携の強化に関すること。

二　非常事態における重要通信の確保に関すること（電波部の所掌に属するものを除く。）。

3　安全・信頼性対策室に、室長を置く。

第六十四条の見出し中「並びに企画官」を「及び認証推進室並びに」に改め、同条第一項中「並びに企画官及び電波環境推進官それぞれ一人並びに」を「及び認証推進室並びに電波環境推進官一人及び」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を削り、第三項の次に次の二項を加える。

4　認証推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　電波環境課の所掌事務のうち、無線設備に関する基準・認証制度に関すること。

二　電波環境課の所掌事務のうち、電波法第十条第一項に規定する無線設備等の検査又は点検の事業を行う者の登録に関すること。

5　認証推進室に、室長を置く。

附則第十二条中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○総務省令第三十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　　総務大臣　山本　早苗

電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十七号の四を次のように改める。

三十七の四　「船舶自動識別装置」とは、次に掲げるものをいう。

⑴　船舶局又は海岸局の無線設備であつて、船舶の船名その他の船舶を識別する情報、位置、針路、速度その他の自動的に更新される情報であつて航行の安全に関する情報及び目的地、目的地への到着予定時刻その他の手動で更新される情報であつて運航に関する情報を船舶局相互間又は船舶局と海岸局との間において自動的に送受信する機能を有するもの

⑵　海岸局の無線設備であつて、航路標識（航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第一条第二項の航路標識をいう。以下同じ。）の種別、名称、位置その他情報を自動的に送信する機能を有するもの

第四条第一項第四号中「又は遭難自動通報局」を「、遭難自動通報局又は航路標識に開設する海岸局（船舶自動識別装置により通信を行うものに限る。）」に改め、「無線局」の下に「（航路標識に開設するものを含む。）」を加える。